

# 2026年度スクール型研修 法人利用規約の主な変更点

【法人担当者向け】

2026年1月7日

©GLOBIS. All Rights Reserved.

GLOBIS

# 【GMS/GES】法人利用規約の改定につきまして

この度、制度およびサービスの見直しに伴い、スクール関連の規約を一部改定いたしましたので、ご案内申し上げます。

## ■規約改定の背景と目的

これまで、スクールサービス全体を包括する形で「法人利用規約」「受講規約」を定めておりましたが、今回の改定より、以下の通り対象サービスおよび対象者ごとに明確に区分し、より分かりやすくご理解いただける構成へ変更いたしました。

### <対象サービスと規約>

グロービス・マネジメント・スクール (GMS)

- ・法人利用規約

グロービス・エグゼクティブ・スクール (GES)

- ・法人利用規約
- ・付帯サービス法人利用規約  
→付帯サービスに関する取り扱いについて、新たに制定しました。

## ■改定後の規約

以下より最新の各規約をご確認いただけます。

法人利用規約・受講規約

<https://sh.globis.co.jp/hc/ja/articles/360018946693>

## ■主な変更点

既存内容の修正、新規項目の追加、記載項目への「条」数の付与

## ■変更日

2026年1月7日

©GLOBIS. All Rights Reserved.

# 【GMS/GES】 法人利用規約の新規項目一覧

項目	改定後	修正内容
第5条（キャンセル・変更）	<p>1. 申込内容の変更又はキャンセルは、利用者からの申請があった場合に限り有効とします。受講生本人からの申請は、原則として受け付けません。</p> <p>2. 申込完了後に、誤登録の是正を目的とする場合を含め、受講生、科目・プログラム又はクラスの変更を希望する場合、利用者は、変更前の申込をキャンセルしたうえで、改めて申込締切日まで新しい申込を行わなければならないものとします。この場合、変更前の申込のキャンセルについては、本項に定める規定を適用しキャンセル料を利用者に請求するものとします。</p> <p>3. 開講日以降のキャンセル、科目及びプログラム・クラスの変更は不可とし、受講料全額を徴収します。納付された受講料は返金しません。</p> <p>4. 本規約第16条に定める禁止事項に該当し、当社が受講申込をキャンセルする際も、当該キャンセル料は本規約に従い発生し、利用者が負担するものとします。</p> <p>5. 開講日前において申込内容の変更・キャンセルをする場合は、受講料は、以下に則るものとします。</p> <p>(1) 申込締切日まで：個別の受講契約が成立し、受講料の支払い義務が発生した後に、キャンセルが累積10件以上発生した場合、150,000円（税込）のキャンセル料を請求する。</p> <p>(2) 申込締め切り翌日以降：1件あたりキャンセル料38,500円（税込）を請求する。ただし、利用者からのお申し出内容により当社の判断で特別な事情があると認められる場合は、この限りではありません。</p> <p>6. 申込をキャンセルする場合、受講生は速やかにダウンロードした当該科目及びプログラムの教材を破棄していただきます。利用者は教材等が受講生によって確実に破棄されたことを確認する責任を負うものとします。</p> <p>7. 本項は当社都合の事由を除き、暴動、テロリズム、天災、疫病、又は当事者の合理的支配を超えた偶発的事象によりクラス開催が困難となった場合にも適用されるものとします。</p>	<p>キャンセル規程変更に伴い、申込後の変更・キャンセルに関するルールを明文化した。</p> <p>また、災害等による影響の規定を明確化した。</p>
第6条（受講の制限）	<p>以下に当てはまると当社が判断した場合、申込をお断りさせていただく場合があります。すでに申込済の場合には、利用者からのキャンセルとして取り扱い、本規約に定める第5条（キャンセル・変更）を適用し、キャンセル料を利用者へ請求するものとします。</p> <p>1. 過去の受講履歴を鑑み当社が受講を不適当と判断した場合（受講規約に記載の不正行為や禁止事項に当てはまる行為を行った等）。なお、受講開始前及び受講中に禁止事項や不正行為を行ったとみなされた受講生については当社判断にて当該受講生に許諾なく、利用者に報告のうえ受講の中止を求める場合があります。</p> <p>2. 申込科目やプログラムの受講要件を満たしていないと判断された場合。</p> <p>3. グロービス経営大学院本科生及び入学予定者におけるGMS及びGES一部プログラム受講希望の場合。</p> <p>4. 同一科目・プログラムの1年以内での再受講希望の場合。</p> <p>5. GMS科目において総合成績でF評価が3科目以上となった場合（2002年4月期以降受講のものから対象となります）。</p>	<p>受講生の公平な受講環境の維持と、授業の質を担保するため、制限事項を具体的な条項として独立させ明確化した。</p>

# 【GMS/GES】法人利用規約の新規項目一覧

項目	改定後	修正内容
第7条（受講環境の整備）	<p>1. 利用者が整備義務を怠ったことにより、受講生が受講できなかった場合、又は当該受講環境の不備に起因して十分な学習効果が得られなかった場合であっても、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>2. 受講環境に起因する機材の故障、通信の不備、セキュリティ上の問題、その他受講生自身が契約する電気通信事業者に起因するトラブル等により受講に支障が生じた場合、当社は一切の補償、受講料の返金、振替、及び受講機会の提供等のフォロー義務を負わないものとします。</p> <p>3. 受講生が整備したインフラに起因するトラブルにより、他の受講生の受講環境を大きく損なうと当社が判断した場合には、受講環境が改善するまでの間、当該受講生の受講中断を求める場合があります。この受講環境の不備又はそれに伴う受講中断に起因する欠席や課題の未提出については、いかなる理由であっても特別な措置は適用されず、一切の不利益を被るものとします。トラブルとしてマイク・カメラ等の機器不具合、ファイルの送受信不良、通信環境の不安定さによる全体討議又はグループディスカッションの進行の妨げ、意思疎通の困難その他これらに類する事由を含みますが、これらに限りません。</p>	<p>オンライン受講の増加に伴い、受講生が使用するPC・ネットワーク環境の整備・維持管理の責任について明文化した。</p>
第8条（クラスの閉講）	<p>学習効果の観点から、受講生数が一定に達しない場合、あるいはやむを得ない事由が発生した場合、当社の判断でクラスを閉講することがあります。クラスの閉講は、当該クラスの初回開講日の14日前までに決定し、閉講が決定した場合、担当者へ通知します。</p>	<p>休講・変更に関する詳細な運営ルールは受講規約に委ね、閉講に関する条文として整理・明文化した。通知先について明文化した。</p>
第10条（休学制度）	<p>所属クラス開講以降、科目及びプログラムの評価対象条件を満たせない場合、原則受講生の申請に基づき当スクールが審査をした後、休学が認められる場合があります。本制度は、振替制度を利用しても評価対象条件を満たせない場合のみ申請可能です。</p> <p>1. 総合成績確定後は、遡っての休学は一切認められません。</p> <p>2. 復学は翌開講期のみとし、休学の延長は認められません。受講形式は休学前から変更となる場合があります。</p> <p>3. 一旦休学が承認された後の取り消しは認められません。</p> <p>4. 休学後、翌開講期に受講が不可能になった場合でも、納入された受講料の返金はいたしません。</p> <p>5. クラスの受講に関する制度等については、復学時のスクール受講規約を適用します。</p> <p>6. 受講生からの申請が著しく困難な事由であると認められると、利用者からの休学申請が可能な場合があります。</p>	<p>休学制度に関するルールを明確化した。</p> <p>受講生からの申請を原則としつつ、利用者からの申請が可能な例外条件を規定した。</p>

# 【GMS/GES】法人利用規約の新規項目一覧

項目	改定後	修正内容
第11条（クオリティ・ギャランティ（グローバルサービス品質保証制度））	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 科目及びプログラムの評価対象条件を満たしてなお、所期の学習効果が認められなかった場合、受講生本人から当スクールへの申請に基づき、審議の上、受講料全額を支払者へ返金します。</li> <li>2. 返金は、受講生本人から申請があった日から2ヶ月以内を原則とします。</li> <li>3. 当制度による返金は、1受講生につき1科目及び1プログラムのみとし、以降の当制度の利用は認めません。</li> <li>4. 当該受講生において、クオリティ・ギャランティが認められた科目及びプログラムは、以降お申しいただけません。</li> </ol>	サービスの品質保証制度について、法人利用規約にも独立した条項として明記し、制度の透明性と利用条件を明確化した。
第15条（受講生の投稿情報の取り扱い）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受講生がマイページにおいて投稿、アップロード又は編集した一切の情報、データ、文書その他のコンテンツ（以下「投稿情報」といいます。）について、当社はサービスの提供、品質向上、利便性改善、ユーザーのパーソナライズされたUI/UXの開発、新サービス及びコンテンツの研究開発、学習効率向上のための学術研究、ならびにこれらに付随する目的（以下本条において「本目的」という。）を達成するため、参照、分析、複製、加工、機械学習（Machine Learning）及び生成AI技術を用いた研究開発を行うことができるものとし、受講生並びに利用者はこれに許諾するものとします。</li> <li>2. 当社は投稿情報を善良な管理者の注意をもって厳重に管理し、本目的以外のために秘密情報を使用しないものとします。</li> <li>3. 第1項を達成するために、外部のAIサービスを利用する場合があります。この場合、秘密情報が当該外部サービスの機械学習モデルに蓄積又は再利用されないよう、契約上厳格な義務を課すツールを選定し、グローバルの定める厳守された環境下においてのみ実施するものとします。</li> </ol>	受講生の投稿情報の取り扱いについて明文化した。
第17条（禁止事項）	<p>以下の行為が発覚した場合、当社判断にて利用者に通知の上、申込のキャンセル、受講生への受講中止措置、サービスの利用停止等を実施する場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用想定を上回る席数の申込</li> <li>2. 受講生本人以外にも利用可能もしくは閲覧可能なメールアドレス登録</li> <li>3. 登録メールアドレスの使いまわし</li> <li>4. マイページへの代理ログイン、担当者による提出物等の代理アップロード</li> <li>5. 受講生のスクール法人申込サイトユーザー登録（担当者を兼ねている場合を除く）</li> </ol>	サービスの適切な利用に際し、代理ログインや不正なメールアドレス利用など、利用上不適切な行為の具体例を明確化し、禁止行為として明文化した。
第23条（権利義務の譲渡禁止）	<p>利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならないものとします。</p>	権利義務の譲渡禁止を明確に新設した。
附則	<p>本規約は、2026年1月7日から施行します。</p>	法人利用規約の施行日を追記した。

# 【GMS/GES】法人利用規約の主な変更点一覧

項目	改定後	修正内容
第2条（用語の定義）	2. 受講生とは、利用者より派遣された、当スクールを受講する個人を指します。 3. 担当者とは、利用者により所属し本規約に基づく当スクールの利用に関する申込手続きや連絡等の事務処理を行う権限を与えられた個人を指します。 4. GMSとは、グロービス・マネジメント・スクールを指します。 5. GESとは、グロービス・エグゼクティブ・スクールを指します。	受講生、担当者、各種プログラムの区別を明確にし、規約全体での用語の適用範囲を明確にするため整理した。
第3条（位置づけ、適用）	1. 本規約は、当スクール利用に関する基本事項を定めたものであり、利用者が本規約に同意した時点をもって、利用者と当社の間で本規約に基づくサービス利用に関する基本合意が成立するものとし、本規約は個別の申込のすべてに適用されるものとします。 2. . . . 以下のいずれかの時点をもって、当該個別の受講に関する具体的な権利義務（支払義務を含む）が発生するものとします。 (1) 利用者の手続きが完了し申込済となった時点。 (2) キャンセル待ちの状態にあった申込について、当社が席を確保した時点。 4. 本規約における期日等の起算基準はすべて日本標準時とします。	契約締結および支払義務の発生タイミングの透明化した。  規約の国際的な適用に備えた明確化した。
第4条（受講申込）	3. 同一法人申込IDから同じクラスへの申込は原則3名を上限とします。 4. 受講には1年以上のビジネス経験に加え、GESにおいてはプログラムの特性上、一定の要件があります。 5. 申込時には、必ず受講生本人の正確かつ最新の情報を登録するものとします。当社は、申込情報と既登録の受講生情報が同一人物であると確認した場合、申込時に登録された情報をもって受講生情報を変更することができるものとします。 6. 受講生ダイレクト申込のうち、担当者による承認が完了していない申込について、申込締切日を過ぎても自動的にキャンセルとはなりません（キャンセル待ちを除く）。ただし、申込締切日超過後も当該承認手続きが完了しない場合には、利用者へ通知したうえで、当社の判断により当該申込をキャンセルとする場合があります。	予約廃止に伴う条文を削除した。  クラスの定員や学習効果を維持し、公平な利用機会を確保するためクラスの申込上限を明記した。  手続きと責任範囲を明文化した。
第9条（支払義務）	1. 申込に関する受講料の支払義務は、当社と利用者間で受講契約が成立した時点から発生するものとします。	支払義務の発生時点を明文化した。

# 【GMS/GES】法人利用規約の主な変更点一覧

項目	改定後	修正内容
第12条（機密情報の守秘）	4. 本条の規定に違反して当社又は委託先講師が利用者の事業に損害を与えた場合は、当社の費用と責任において当該損害を賠償するものとします。	再委託先を委託先講師に修正し、当社が派遣する講師（業務委託）との関係性をより具体的に表現した。
第13条（個人情報保護）	1. . . . 本サービスの利用時や受講時に当社に蓄積された、氏名、電子メールアドレスの情報等当該個人を識別できる情報をいいます。 5. 受講生の個人情報削除、利用の停止又は消去（以下「削除等」という）を希望する場合、当社は当該受講生及び利用者双方の事前の同意又は意思確認をもって、削除等の請求に対応するものとします。	個人情報保護法改正に対応し、受講生本人の削除・利用停止請求に対し、利用者（法人）の同意/意思確認を要件とすることで、法人申込の取り扱いとして、明文化した。
第20条（サービス利用の停止）	1. 当スクールの利用停止を希望する場合、原則利用者から申請をもって行うものとします。 . . . サービス利用の停止を行う場合があります。 2. 第16条（禁止事項）に該当する行為や規約違反があった場合、当社判断にて利用停止を行う場合があります。	何をもって停止とするかを明文化した。  第16条（禁止事項）が新設されたことに伴い、違反行為があった場合のサービス利用停止措置を明確にした。
第21条（合意管轄裁判所）	本規約及び当該申込に関する利用者と当社との関係は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。	準拠法を日本法とし、合意管轄裁判所（東京地方裁判所）の両方を明記した。
第22条（規約の変更）	. . . 規約変更時には、当社の定める方法にて通知します。	変更時の通知方法を明記した。

# GLOBIS